

「町村議会のあり方に関する研究会」第7回議事概要

日 時：平成30年3月6日（火）16：00～18：00

場 所：総務省内会議室

出席者：小田切座長、山本座長代理、江藤構成員、大屋構成員、宍戸構成員、勢一構成員、谷口構成員、待鳥構成員

幹 事：山崎自治行政局長、篠原大臣官房審議官、渡邊外国人住民基本台帳室長、海老原市町村課長、植田行政経営支援室長

事務局：松谷行政企画官、藤井行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 報告書（案）について
3. 閉会

【意見交換（概要）】

2つの議会のあり方(集中専門型・多数参画型)について

- 集中専門型は、少数の専門的議員によって構成されるため、委員会を置かず、本会議で充実した審議をすることが考えられるのではないかと。
- 現行法上、通年会期制を採用していない場合、議会が閉会している間は委員会しか活動できないため、集中専門型において委員会を置かないとした場合には、集中専門型にふさわしい議会運営のあり方を別途検討する必要があるのではないかと。
- 多数参画型の議員の選出方法については、集落や小学校区を単位とした選挙区を設けて選出することが考えられるが、各選挙区で選出すべき人数については、1名である場合や複数名である場合など様々なケースが考えられるのではないかと。
- 2つの議会のあり方については、小規模市町村における議員のなり手不足にかんがみ、特例的な制度として喫緊に提示するものであるが、一般的な議会制度としても将来的にはより多様なあり方を考え得るのではないかと。

住民が議員とともに政策的議論に参画する制度について

- 住民が議員とともに政策的議論に参画する制度において、当該住民は議決権のほか、議案提出権も持たないものと明確に整理すべきではないか。
- 住民が議員とともに政策的議論に参画する制度については、現行法上も各地方議会の自主的な取組として設けることは可能であるが、少数の専門的議員により構成される集中専門型については、多様な住民の意見を反映するために、当該制度が必要であるものとすべきである。
- 議員とともに政策的議論に参画する住民の数については、実効性ある議論をするためにも、裁判員制度を参考とした規模感が考えられるのではないか。